

# 共同実施だより

## 平成 23 年度の共同実施

市内 2 カ所（城内中、清水二中）にあった学校事務支援室が 23 年度から統合されて、城内中 1 カ所となり室長が置かれました。これに伴い、支部ごとのやり方で行われてきた事務処理を見直し市内で統一出来るものはしていこうという模索が行われ、支部の事務処理体制についても検討が求められています。

このような現状をふまえて、平成 23 年度の共同実施の目標を

「1 ランク上の実務と経営参画への取組」  
 - 事務職員、事務員の育成 -

としました。

支部の職員構成を見ると、比較的経験年数が少ない事務職員や非常勤職員の割合の多いことが特徴として挙げられます。支部内の学校で事務処理が平準かつ適正に行われ、個人の学校経営力を高めることを目標に定め、支部で支援する体制を整えました。共同実施を実務と経営参画の 2 つの領域に分け、一人がそれぞれの領域で役割を担い課題に取り組むこととしました。今年度も、担当として市の事務員・用務員さんにも入っていただき、共同実施を進めていきたいと考えています。

様々な点でご協力をお願いすると思えます。よろしくお願い致します。

（共同実施主任 安西小学校 櫻井 奈々）



修学旅行や野外活動、運動会が実施されています！！～(^ ^) /

### <5月>

17(火)	籠上中(修学旅行)～19まで[京都・奈良] 籠上中(職場体験)～19まで
20(金)	給料日
25(水)	安倍川中(井川宿泊体験)～27まで
26(木)	末広中(修学旅行)～28まで[広島・京都・奈良]
28(土)	安西小、安倍口小、井宮北小(運動会)
31(火)	旅費支給日 安倍川中(修学旅行)～6/2まで[京都・滋賀] 美和中(修学旅行)～6/2まで[京都・奈良]

小学校では運動会、中学校では修学旅行や野外活動が実施される学校が多くあります。旅行に関しては特殊勤務手当実績簿の記入や旅行命令簿の申請を忘れずに行ってください。出勤簿の押印等にも注意が必要です！！



### <6月>

4(土)	新通小、田町小、駒形小、井宮小、足久保小、番町小(運動会)
10(金)	子ども手当支給日
15(水)	安西小(シーマック三保体験)～16まで
21(火)	給料日 井宮北小(焼津宿泊体験)～22まで
22(水)	足久保小(焼津宿泊体験)～22まで
23(木)	安倍口小(焼津宿泊体験)～24まで
30(木)	期末・勤勉手当、旅費支給日

### <7月>

5(火)	美和小(井川宿泊体験)～7まで
6(水)	番町小(焼津宿泊体験)～7まで
12(火)	美和小(修学旅行)～14まで[伊豆]
19(火)	安倍口小(井川宿泊体験)～21まで
21(木)	給料日
29(金)	旅費支給日

# 事務処理等が一部変更!

[平成23年度より]

困ったら事務職員  
へお尋ね下さい。



## 1 文書の取扱が変わりました。

(1) 決裁に使用する起案印が市内統一したものになりました。  
文書番号が入ったものになりました。

(2) 職印が省略した書類が増えました。(平成23年3月17日 処務規定一部改正)  
(注) 外部に提出する書類は、必ず校内決裁を行い提出してください。

### < 職印を省略した書類の一例 >

- ・ 児童（生徒）事故報告書（非行・被害）
- ・ 児童（生徒）事故報告書（傷害・交通事故）
- ・ 特別休暇承認（特別休暇期間更新）願出書
- ・ 職務専念義務免除願出書
- ・ 集団疾病報告書
- ・ 研修承認願出書
- ・ 職員事故等報告書
- ・ 人事意見申出書 など

※詳細は各校事務職員にお聞きください。

(3) 起案用紙（様式4号）の使用について

- ・ 公印を押印する必要の事案（市の外部へ配信する文書、金銭がからむ文書）
- ・ 学校の起案で教育委員会事務局内の課に合議を行うような事案 など

(4) 「休暇等承認申請（請求）簿」が新様式になりました。

- ・ 様式 縦長→横長に変更
- ・ 使用開始時期 現在使用している旧様式の記入欄が終了した後

## 2 出勤簿の表示が変わりました。(平成23年3月22日 出勤簿整理要領一部改正)

(1) 変更した表示内容

No.	該当する場合	新表示
①	公務傷病・結核・私傷病・忌引・出産以外の特別休暇	特休
②	4時間の週休日、週休日の4時間を振り替えた場合	週休(4)
③	年次有給休暇を時間・分単位で受けた場合	年休(時)

上記以外の表示は今までと変わりません。

## 3 負傷又は疾病、結核性疾患の場合の特別休暇制度が見直されました。

(1) 病気休暇期間の上限

区分	改正前	改正後	期間の特例
一般傷病	180日	90日	条件付採用期間中は上限を超えて承認
特定疾病	180+180日	90+90日	
結核性	1年+1月	1年	

※特定疾患…精神病、高血圧症（脳卒中を含む）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物、糖尿病、又は肝臓の疾病で慢性経過をとる場合で特に必要が認められるもの。

(2) 期間の計算

- ① 病気休暇期間中異なる 病気を罹患した場合も、当初の特別休暇の初日から算定する。
- ② 休暇期間には、週休日及び休日も含める。
- ③ 通院のために連続する2日に満たない期間で取得した病気休暇及び病気休暇以外については、休暇期間に含めない。